

冤罪無罪国賠と再審得罪国賠

井上 清志

1. 主な冤罪無罪国賠・再審無罪国賠

事件	事件と刑事裁判	国賠裁判	国賠判決	勝訴敗訴 (確定)	備考
松川事件	1949年発生 of 列車転覆事件	冤罪無罪国賠	1969年国賠一審(東京地裁)、1970年二審(東京高裁)で原告全面勝訴、二審の確定判決は公訴の提起と公訴維持の違法を明確化したうえで、警察の捜査については違法性を検討するまでもないとした。検察は上告せず確定。諏訪メモなど重要証拠の隠匿を図った検察官の「真実義務」違反を鋭く指摘。	原告勝訴 (1970年)	国賠訴訟の歴史的金字塔
芦別事件	1952年発生。国鉄根室本線の鉄道線路がダイナマイトで爆破されたという事件。第1審は一部無罪、被告人・検察が双方控訴。控訴審は、「本件にあっては、その組立てられた証拠関係において、人的な面から、また、物的な面から数多の疑問に逢着する」としてすべて無罪。	冤罪無罪国賠	一審で札幌地裁は捜査から公訴提起・追行に至る違法を指摘、原告全面勝訴。同二審は逆転敗訴となり、1953年最高裁は上告を棄却。 職務行為基準説。検察救済への道	原告敗訴 1971年)	冤罪国賠における最高裁の判断基準
弘前大教授夫人殺害事件	1949年。那須さんは逮捕、起訴され終始無実を主張。仙台高裁が1952年5月31日、懲役15年の判決、確定し服役。その後、1971年5月、真犯人が名乗り出る。仙台高裁へ再審請求、一度は棄却。1976年7月13日、再審開始決定。1977年2月15日仙台高裁、完全無罪の判決。	再審無罪国賠	1981年4月、青森地裁弘前支部は再審無罪では初めての国家賠償を認めるが、裁判官の過失は否定、9700万円の請求に対し960万円の低額支払い判決。1986年11月28日、仙台高裁、控訴棄却。1990年7月20日最高裁、上告棄却。	原告敗訴 (1990年)	
沖縄返還協定批准ゼネスト官死亡事件	1971年11月10日、沖縄で返還協定批准に反対するゼネストが行われ、そのデモの渦中、ひとりの警官が死亡。松永氏は殺人罪で逮捕、起訴されたが、五年間の刑事裁判の末、福岡高裁那覇支部で無罪確定。	冤罪無罪国賠	東京地裁の一審判決(1979年6月)は、謝罪広告は認めなかったものの、「検察官の起訴は予断と偏見に基づいたもので違法」とし勝訴。東京高裁(83年10月)も勝訴。しかし最高裁(89年6月)で差し戻し判決。東京高裁の差し戻し審では、92年3月26日請求棄却の判決。直ちに上告。93年10月8日、上告棄却判決により確定。	原告敗訴 (1993年)	最高裁の厚い壁を突き破れず。

鹿屋（鹿児島夫婦殺し）事件	1969年、鹿児島県鹿屋市で夫婦殺害事件発生。被害者らの知人が、詐欺で別件逮捕。その後、長期間の身柄拘束の末に犯行を自白。起訴。第一審・二審において懲役12年の有罪判決。最高裁判所が法令違反及び重大な事実誤認を理由に判決を破棄し、第二審の福岡高等裁判所に差戻し。1986年、判決差戻審判において無罪判決・確定。福岡高裁は、「別件逮捕、拘置中の取り調べは任意捜査の限度を超え、自白調書に証拠能力がない。アリバイも成立する」と判断。	冤罪無罪国賠	東京地裁に国賠提訴（請求額6100万円）。1993年、一審で警察官及び検察官の捜査追行上の違法を認定し鹿児島県と国に対して約3900万円の支払い命令。福岡高裁は1997年、国と県の控訴を棄却、賠償額を増額して認容。判決では、検察官が、警察官の違法な取調べなどに対して、積極的に捜査指揮権を発動するなどして、これを阻止しなかった不作為を違法と断定。控訴審判決に対して、国と県は上告できず判決が確定。原告は国賠控訴審中に死亡し遺族が承継。	原告勝訴（1997年）	画期的判決
ピース缶爆弾事件	1969年から71年にかけて、いわゆる土田・日石・ピース缶爆弾事件発生。刑事公判は、一審無罪、二審は途中検察の控訴取り下げで無罪確定	冤罪無罪国賠	一審判決は検察側元証人Kの偽証を認め、200万円の支払命令。しかし国、都そして検察、警察の個人責任はすべて却下。控訴棄却。更に上告するもこれも上告棄却、確定（2000年2月29日）。	実質敗訴 / 一部勝訴（2000年）	
松山事件	1955年に宮城県松山町で一家4人が殺された「松山事件」で死刑が確定、再審で無罪	再審無罪国賠	一審・二審とも棄却。請求棄却の理由として「再審無罪になり捜査機関、裁判所の行為が誤りだったと評価されても、当時疑いを抱かせる証拠が多くあり、逮捕、起訴などが違法だったとはいえない」として一審の地裁判決を支持、控訴を棄却。また判決理由で「再審無罪判決を前提とする国賠訴訟は、逮捕、起訴などの時点に存在した資料に基づき、当時の視点で判断すべきである」とした。	原告敗訴（2001年）	
青山さん冤罪事件	1997年7月、名古屋市緑区の被害者宅に犯人が侵入、鏡台内の現金45万円が盗まれた事件。指紋が一致したため電気工事業を営む青山さんが住居侵入・窃盗で逮捕。否認し、3年前に現場でエアコン取付工事をしており、そのときに油やパテの付いた指で付着させた可能性がある」と主張。2000年3月、無罪。検察は控訴できず確定。	冤罪無罪国賠	2004年3月、一審勝訴。控訴判決は、ほぼ一審を踏襲。金額にわずかな変更があっただけで、国は上告せず確定。検察官は指紋が3年前のものである可能性を排斥しうる合理的根拠が客観的に欠如しているにもかかわらず、捜査を尽くさず、あえて公訴提起したとして起訴違法を認定。裁判所に対し保釈請求に関する準抗告と指紋に関する証拠保全の申立てを却下したことの違法を問うたのに対しては、 裁判官が付与された権限の趣旨に明らかに背いて権限を行使したと認める特別の事情は認められないと認定。	原告勝訴（2007年）	裁判官の違法（悪意や特別の意図はなかった）

宇和島冤罪事件	1998年10月、愛媛県宇和島市の民家から預金通帳が盗まれた事件が発生。被害女性の知人の男性が逮捕・起訴。公判では全面否認。判決直前、別の事件で逮捕・取調べ中の被疑者が自供。判決予定日の4日前に釈放。判決は、借金返済のためという動機など自白を裏付ける捜査が行われなかったことを指摘、捜査を批判。無罪が確定。	冤罪無罪国賠	自白を強要した捜査、捜査結果の矛盾を無視して起訴を強行した検察の違法を主張し逸失利益・慰謝料計1000万円の支払いを求める国賠提訴。2006年の松山地裁判決は、「自白を強要した事実は認められず、原告に対する疑いがあると判断する合理的理由があった。真犯人判明後の釈放が遅れたともいえない」と原告主張を全面的に退け、請求を却下。控訴審は高松高裁の強い勧告に基づき、2008年4月双方が和解案を受け入れた。和解金は国が100万円、県が500万円の計600万円。前文で「国と県が本件を真摯に受け止め、今後は警察権、検察権の適正な行使に務める」との文言を盛り込まれた。原告側は、被告側の違法性が推認できる金額と判断して合意。一審原告敗訴から、冤罪国賠ではほとんど前例のない実質勝訴といえる和解が成立。	実質勝訴・和解 (2008年)	
村木さん国賠	2009年。障害者団体向けの郵便割引制度を悪用し、企業広告が格安で大量発送された事件で大阪地検特捜部は09年、自称障害者団体に偽の証明書を発行したとして厚労省の村木厚子元局長らを虚偽有印公文書作成・同行使容疑で逮捕・起訴した。大阪地裁は昨年、村木元局長に無罪を言い渡し、無罪判決が確定した。	冤罪無罪国賠	郵便不正事件で無罪判決が確定した村木厚子さんが大阪地検特捜部による違法な逮捕・起訴で精神的苦痛を受けたとして国賠提訴。国側は休職中の給与分など約3800万円について、訴えを認める「認諾」で終結。「真相究明」は闇のままに。報道機関への捜査情報のリークに関する約300万円の慰謝料請求分についての訴訟は継続中。	勝訴 (2011年「認諾」、継続中)	

2. 最近の冤罪無罪国賠—富山（氷見）冤罪国賠と村木厚子さん国賠

- ① 富山（氷見）再審裁判はわずか4回で終結。再審は無罪の手続きのみ。真相究明には至らない⇒国賠提訴へ。進行中、
- ② 郵便不正事件で無罪が確定した村木厚子さんは、大阪地検特捜部による違法な逮捕・起訴で精神的苦痛を受けたとして国賠提訴。国側は休職中の給与分など約3800万円について、訴えを認める「認諾」で終結。「真相究明」は闇のままに。報道機関への捜査情報のリークに関する約300万円の慰謝料請求分についての訴訟は継続中。

3. 職務行為基準説・合理的理由欠如説と証拠開示

- ① 再審国賠に対する最高裁の姿勢は、再審の門を開いた段階で「再審は認めるが、国賠までは認めない」ことが前提にあるようだ。真犯人が登場した弘前事件（弘前大教授夫人殺害事件）。1949年発生、1953年の上告棄却で那須さんは懲役15年確定、1963年に仮出獄、時効成立後の1971年再審請求。1977年仙台高裁で真犯人の供述の信用性が認められて再審無罪確定。同年、国賠提起。1981年一審青森地裁弘前支部は検察官の起訴・公判維持の違法を認定。松川事件以後では、札幌地裁の芦別事件国賠一審判決に続く成果であったが、ここから検察の巻き返しが始まる。芦別も弘前も国賠二審は全面敗訴、最高裁で確定してしまう。職務行為基準説での巻き返しである。
- ② 再審国賠では裁判官の責任が問われるが、断じてこれを認めないことが最高裁の姿勢だ。弘前事件国賠では「裁判官がその権限の趣旨に明白に背いて裁判をしたと認められる特別な事情」という基準をつくった。裁判官が明白な“異常”な行動があり、また特定の利害のために裁判官の地位を利用したという行為が明らかであった場合のみ、裁判官の違法行為を認めようというものだ。この基準を突破していくのが今後の課題。
- ③ 検察はどうか。「自白が存在する限り起訴は違法でない」ということが検察の芦別国賠以来の国賠に対する姿勢（請求排斥）だ。裁判官の場合ほど露骨な基準の設定ではないが、近くなっている。
 - ・ 一見明白説（行き過ぎ）→志布志国賠、富山（氷見）国賠での国の主張（重過失）
 - ・ 合理的理由欠如説（有罪判決を得る合理的根拠が欠如）→志布志国賠、富山（氷見）国賠の原告主張（積極証拠と消極証拠を勘案し判断、合理的疑いがあるにもかかわらず起訴）
- ④ 芦別国賠最高裁判決（S53. 10. 20判決）から沖縄ゼネスト国賠最高裁判決（H1. 6. 29判決）を経て職務行為基準説が定着（結果違法説は論外とされる）。結果違法説から職務行為基準説へと警察官、検察官の逮捕→起訴を免罪する論理ができてしまった。
- ⑤ これまでの判例から原審の証拠物のみでの国賠勝利は困難か。未開示証拠（捜査指揮簿、証拠リスト・送致目録など）を開示させることで国の「故意」「過失」の立証が可能か。

- * 結果違法説；無罪判決が確定したり、不起訴処分がなされたりした以上、特段の事情がない限り捜査・訴追は国家賠償法上違法と評価すべきである。
- * 職務行為基準説：逮捕時、起訴時において嫌疑の有無にかかる判断過程に合理性がない場合にのみ違法となる。
- * 芦別国家賠償請求事件・最二小判昭53年10月20日民集32巻7月1367頁
「刑事事件において無罪の判決が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕・勾留、公

訴の提起・追行、起訴後の勾留が違法になるということはない。けだし、逮捕・勾留はその時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められる限りは適法であり、公訴の提起は、検察官が裁判所に対して犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求める意思表示にほかならないのであるから、起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるものと解するのが相当であるからである。」